

社会福祉法人光陽会役員等の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人光陽会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるとともに、苦情対応第三者委員及び入居者選考委員（以下「委員」という。）の報酬等に関する事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 非常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所としない者をいい、この規程における役員はすべて非常勤役員のことをいう。
- (3) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、その他この法人と委任又は委嘱関係にある役員、評議員及び委員（以下「役員等」という。）の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。
報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員及び委員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で報酬を支給することができる。

(年間報酬総額)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間2,900,600円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間156,000円以内とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第5条 理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

(理事の勤務報酬等)

第6条 理事長が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあ

たった場合は、別表 2 により報酬を支払うことができる。

2 副理事長が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 2 により報酬を支払うことができる。ただし、副理事長が職員と兼務しない場合においてのみ支払うものとする。

3 理事である事務局長が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表 2 により報酬を支払うことができる。

4 前 3 項のいずれかに該当するときは、当該各項に定める報酬の外、車両手当及びその他職務執行に伴い発生した費用として、通勤手当（以下「勤務報酬等」という。）を支払うことができる。

（車両手当）

第 7 条 前条第 4 項に定める車両手当は、理事が、法人及び施設の運営のため自家用車を使用する場合に支給する。

2 車両手当の月額は、10,000 円とする。

（通勤手当）

第 8 条 社会福祉法人光陽会職員給与規程（平成 21 年 3 月 21 日施行。以下「職員給与規程」という。）第 15 条及び社会福祉法人光陽会短時間勤務職員給与規程（平成 21 年 3 月 21 日施行）第 9 条の規定は、第 6 条第 4 項に定める理事の通勤手当に準用する。

第 9 条 削除

（監事の出席報酬及び勤務報酬）

第 10 条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬を支払うことができる。ただし、理事会及び評議員会が同日に開催された場合は、これを併給しない。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表 2 により報酬を支払うことができる。

（苦情対応第三者委員の出席報酬及び勤務報酬）

第 11 条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬を支払うことができる。ただし、理事会及び評議員会が同日に開催された場合は、これを併給しない。

2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に

係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表 2 により報酬を支払うことができる。

(入居者選考委員の出席報酬)

第 1 2 条 入居者選考委員が入居者選考委員会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬を支払うことができる。

(入札立会報酬)

第 1 3 条 役員及び評議員が法人の実施する入札の立会いをしたときは、別表 1 により 1 日分の報酬を支払うことができる。

(報酬等の支給方法)

第 1 4 条 職員給与規程第 3 条、第 4 条及び第 6 条の規定は、第 6 条に定める理事の勤務報酬等に準用する。

2 第 5 条及び第 10 条から第 13 条までに規定する報酬については、その都度現金にて支払うものとする。

(出張旅費)

第 1 5 条 役員等の出張旅費については、社会福祉法人光陽会出張旅費規程(平成 21 年 3 月 21 日施行)に従い支払うものとする。

(兼務役員)

第 1 6 条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用する。

(役員等の職務証跡)

第 1 7 条 役員等は、法人職務証跡資料として、出勤簿の作成に協力する。

(改正)

第 1 8 条 本規程の改廃は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成 26 年 3 月 21 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 5 月 24 日から施行し、平成 28 年 3 月 21 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 21 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 30 年 3 月 19 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 30 年 10 月 30 日から施行する。

別表1（出席報酬）（1日あたりの額）

名 称	報 酬
理事会出席報酬	5,000円
評議員会出席報酬	5,000円
入居者選考委員会出席報酬	3,000円
入札立会報酬	3,000円

別表2（勤務報酬）

名 称	報 酬
理事長業務報酬（月額）	54,000円
副理事長業務報酬（月額）	40,000円
事務局長業務報酬（月額）	100,000円
監事監査指導報酬（日額）	5,000円
苦情対応第三者委員業務報酬（日額）	5,000円